

訴状

事件名 新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求事件

〒100-8920 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号
代表電話 03-3581-5411
東京地方裁判所 民事部 御中

2019(令和元)年12月10日

原告

住所 〒 [] 東京都足立区 []
氏名 半澤 一宣(はんざわ・かずのり)
自宅電話 []
(留守電、携帯、FAXは無)

原告に対する書類の送達は、上記の住所に宛てて行ってください。

被告

住所(所在地) 〒530-8341 大阪市北区芝田二丁目4番24号
氏名(会社名・代表者名) 西日本旅客鉄道株式会社(JR西日本)
代表取締役社長 長谷川 一明
電話番号 (非公開のため不明)

住所(所在地) 〒450-6101 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
JRセントラルタワーズ
氏名(会社名・代表者名) 東海旅客鉄道株式会社(JR東海)
代表取締役社長 金子 慎
電話番号 (非公開のため不明)

住所(所在地) 〒812-8566 福岡市博多区博多駅前3丁目25番21号
氏名(会社名・代表者名) 九州旅客鉄道株式会社(JR九州)
代表取締役社長 青柳 俊彦
電話番号 092-474-2501

請求の趣旨

1. 被告JR西日本、JR東海、及びJR九州(以下「被告ら」といいます)は、東海道～山陽～九州新幹線で運行する全車両の喫煙ルームを廃止(閉鎖)し、全列車を完全禁煙とせよ。
2. 被告JR西日本は、原告に対して、次の金員を支払え。
金38,110円
但し、下記 と の合計額として
原告が2019年8月6日に広島 東京間で「のぞみ138号」に乗車した際の運賃及び新幹線特急料金の払戻額として、金18,110円
(金額の算出根拠については「参考事項」の2に記載)
下記「紛争の要点(請求の原因)」の に記した事案によって原告が受けた精神的苦痛に対する慰謝料として、金20,000円

3. 訴訟費用は、被告JR西日本の負担とする。
との判決を求めます。

紛争の要点（請求の原因）

原告は、2019年8月6日（火曜日）の「のぞみ138号」（被告JR東海が保有する車両で運転）に乗車した際、岡山駅発車数分後に隣席にやってきた男性（以下「喫煙客」といいます）の息が強烈にタバコ臭かったため息苦しくなり、受動喫煙（三次喫煙）の健康被害を受けたことを巡って、この喫煙客とトラブルになりました。

このとき、喫煙客が通報しに行ったことで仲裁にやってきた主任車掌（被告JR西日本の社員・■■■■氏）は、

「先方（喫煙客）は激高しており説得が難しい、お客様（原告）は冷静なので、穏便に済ませるため、お客様に席を移っていただきたい」

と、原告に席の移動を指示しました。

このため原告は、■■■■主任車掌が感情的になった喫煙客の味方についてしまい、周囲の迷惑に配慮して理性を保っていた原告が損をする扱いをされたことと、これでは喫煙客だけでなく■■■■氏からも「受動喫煙を我慢できないほうが悪い」と言われたも同然だと感じたことにより、精神的苦痛を受けました。

原告は、2008（平成20）年から2013（平成25）年にかけて、医学系の学術団体の横断組織である「禁煙推進学術ネットワーク」からの依頼で、被告らを含むJR旅客6社に対して、新幹線を含む鉄道施設内の完全禁煙化を求める要望活動に参加し、喫煙が可能な設備の設置状況についての現地調査・情報提供、及びJR各社へ送った要望書の校閲を担当していました。

この要望書では、新幹線列車内で喫煙ルームさえ設置しない完全禁煙化の必要性を示す根拠として、

「喫煙を終えたばかりの人の肺の中に残っているタバコ煙が、その後数分間にわたり呼吸に伴って吐き出され続け（注1）これが受動喫煙の原因となる」

ことを示した実験結果のデータを収録していました。

（注1：このような形で発生する受動喫煙のことを、医学界では特に「三次喫煙」と呼びます。つまり三次喫煙とは受動喫煙の一形態であるわけです）

この実験データは、被告JR西日本とJR東海に宛てた要望書では2008年分から、被告JR九州に宛てた要望書では2010（平成22）年分から、それぞれ2013年分まで掲載し続け、喫煙ルーム廃止の必要性を指摘し続けてきました。

（甲1, 3, 5, 7号証、11, 13, 15, 17号証、21, 23, 25号証）

しかし被告らは、上に記した、喫煙ルームの廃止を求める度重なる要望に対して、これをことごとく無視する回答を繰り返してきました。

（甲2, 4, 6, 8号証、12, 14, 16, 18号証、22, 24, 26号証）

つまり、被告JR西日本とJR東海は2008年から、被告JR九州は2010年から、新幹線列車内に喫煙ルームが存在することが、列車内での受動喫煙（三次喫煙）による健康被害の発生原因になることを、禁煙推進学術ネットワークから繰り返し指摘され、これを認識していたにもかかわらず、「この指摘には誤りがある」などと反論することもなく黙殺し続け、今日まで漫然と喫煙ルームを存置し続けてきたわけです。

この不作為の継続（三次喫煙を含む受動喫煙の防止のため廃止すべき喫煙ルームを廃止しないこと）が、で記した原告の健康被害を誘発した根本原因であることは明らかであり、また被告らが健康増進法第25条の2で定める「望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携

を図りながら協力するよう努めなければならない」義務を怠り続けている違法な状態であることも、また明らかです。

以上のことから、原告が に記した害を被ったのは、 に記した被告らの違法な不作為（喫煙ルームを廃止すべき責務を怠り続けたこと）が原因であったことは明らかです。これは同時に、被告JR西日本とJR東海には、原告が「のぞみ138号」への乗車中に受動喫煙という健康被害を受けた点で、原告と結んだ運送契約上の債務不履行（公衆衛生面での危害防止義務及び安全運送義務の違反）が存在したことも意味しています。被告JR西日本とJR東海が、原告との間に結んだ運送契約上の債務（公衆衛生面での安全の確保＝三次喫煙を含む受動喫煙の防止）を履行せず、債権の行使（運賃と新幹線特急料金の徴収）のみを行ったことが、不当なものであることは明らかです。

なぜなら、一般論として、

「乗車中に病気になったり誰かから殴られて怪我をしたりしても構わないから、とにかく目的地まで運んでくれれば文句は言わない」

という考え方で鉄道を利用する人などいるはずがないことは、論理以前の常識で当たり前のことだからです。

これを裏返せば、

「利用者が乗車券類を購入する（運賃等を支払う）ことによって、鉄道会社との間に成立する運送契約の中には、鉄道会社は利用者を、利用中に病気やケガに遭わせないという意味での「安全に」目的地まで送り届けるという意味合いも含まれている」ことが、暗黙の了解事項になっていると言えるわけです。

原告は、被告JR西日本に対しては2019年8月11日付で、JR東海とJR九州に対しては2019年8月13日付で、上記 ～ を根拠として喫煙ルームの全廃を要望する文書を送付し、更に被告JR西日本に対しては 主任車掌の失行（注2）により原告が受けた精神的苦痛に対する慰謝料の代わりとして、 を根拠として「のぞみ138号」への乗車に係る運賃及び新幹線特急料金の返還も請求しました。

（甲9，19，27号証）

（注2：鉄道営業法第24条、及び罰金等臨時措置法第2条第1項により、2万円以下の罰金刑を定める行為。これが「請求の趣旨」2の に記した金額の根拠です）

しかし被告らは、これらの要望及び請求をことごとく拒絶しました。

（甲10，20，28号証）

これは、被告らに、

「新幹線列車内の喫煙ルームを廃止しないことによって、喫煙ルームでの喫煙に起因する受動喫煙（三次喫煙）被害や、それに起因する乗客同士のトラブルなどが、今後も繰り返し発生し続けることになって、しかたがない、構わない」

という、いわゆる「未必の故意」ならぬ「未必の不作為」とでも呼ぶべき認識があることを示しています。

更に被告JR西日本は、受動喫煙の防止に努めないという、健康増進法に違反した、公衆衛生上の品質の欠陥を有した商品（輸送サービス）を販売しておきながら、自らの法令違反に起因する品質上の欠陥（受動喫煙の発生）を理由とした返金には応じられないとして、原告を突き放したことになります。

被告JR西日本のこれら一連の姿勢は、それ自体が原告に精神的苦痛を与える不法行為であるだけでなく、

「利用者から取るもの（運賃・特急料金）さえ取ってしまえば、後は利用者が乗車中に体調不良になったり病気になったりしても知りません、再発防止策も講じません」
「約束（運送契約に基づく危害防止）や法律（健康増進法）は守らなくても構わない」

と宣言したに等しいものです。

これは社会の公器である新幹線を運営する事業者としての自覚に欠ける無責任な態様であると同時に、法治国家に対する重大な挑戦でもあり、断じて許してはなりません。

もしも上の に記した被告らの主張が認められてしまうとすれば、それは被告らが、
「新幹線を利用したいなら、乗車中に三次喫煙で気分が悪くなったり病気になったりしても、我慢してください。それで喫煙者とトラブルになって暴力行為などの犯罪被害を受けても知りませんよ」

と、利用者が三次喫煙を含む受動喫煙 = 喫煙者による「煙の暴力」を受忍することを、新幹線の利用に係る暗黙の条件として一方的に定める（国の法律に違背した不文律的な運送約款を定める）のを認めることになり、たばこの煙が苦手な人の「移動の自由 = 交通権」を侵害する結果をもたらします。

それは受動喫煙を受忍できない人への差別であり、法の下での平等と差別的取扱の禁止とを定めた日本国憲法第 14 条にも違反するものでもあることは明らかです。

原告は、受動喫煙を我慢できない原告のほうが悪いのではなく、受動喫煙の防止に努めない = 法律を守らない被告のほうが悪いと考えます。

被告らが、禁煙推進学術ネットワークが繰り返し要望を行ってきた時代から、一貫して喫煙ルームの廃止を頑なに拒み続けているのは、そのために必要となる諸経費の支出を免れたいのが本音だからであろうことは、容易に想像できます。

しかし、そのような営業姿勢は、受動喫煙を避けたい利用者から「JR は利用者の健康・安全よりも利益を優先している」と非難されたり、新幹線が諸外国から日本の受動喫煙対策の遅れの象徴として批判されたりする原因になります。

原告は、鉄道を愛するレールファンの 1 人として、被告らが、たばこの煙が苦手な利用者から反感を買ったり、新幹線更には JR のイメージダウンを招いたりしかねない現状について、真摯に反省して欲しいと願っています。

それは、被告らが運営する新幹線が、たばこの煙が苦手な人々を含めたより多くの国民、更には外国人旅行客からも愛される存在として生まれ変わるために必要なことだと、原告は考えるからです。

よって原告は、類似事案の再発防止のため、被告らが運行する新幹線車両の喫煙ルームの全廃（ に記した違法な不作為の差し止め）を求めると共に、被告 JR 西日本に対しては民法第 709 条の規定に基づき、原告が「のぞみ 138 号」に乗車するために支払った運賃と新幹線特急料金の返還、並びに 主任車掌の失行に起因する精神的苦痛に対する慰謝料の支払いも、求めるものであります。

証拠書類

別紙に記載のとおり

参考事項

1. JR 九州を被告に加えた理由について

被告 JR 西日本と JR 東海は、東海道～山陽新幹線の「のぞみ」「ひかり」で、それぞれが保有する N700 系車両を用いて、東京～博多間などで一体的に直通運転を行っています。

これと同様に、被告 JR 西日本と JR 九州は、山陽～九州新幹線の「さくら」「みずほ」で、それぞれが保有する N700 系車両を用いて、新大阪～鹿児島中央間などで一体的に直通運転を行っています。

仮に本事件の被告から JR 九州を除外した場合、原告勝訴の判決が確定したとき、山陽

～九州新幹線では喫煙ルームが有る列車と無い列車とが混在することになったり、直通運転の中止によって博多での乗換が必要になったりするため、利用者の混乱や不便を招く問題が生じてしまいます。

また、原告が、JR九州が保有する車両で運行する新幹線列車に乗車する可能性があることや、九州新幹線の利用者に対しても受動喫煙の防止が必要なことも、当然のことです。

よって、JR九州が保有するN700系新幹線車両においても、喫煙ルームを全廃する必要があることは明らかであるため、本件訴訟の被告に加えたものであります。

2. 「請求の趣旨」2の に記載した金額の算出根拠

(以下に記す金額は、いずれも消費税率改定前の、2019年8月当時のものです)

ア. 運賃

今回、私は「東京都区内から前空まで」の往復割引乗車券を使用しました。

よって、この発売額20,980円を折半した10,490円(=)が請求対象となります。

イ. 新幹線特急料金

広島～東京間の繁忙期の普通車指定席料金は7,620円(=)です。

ウ. 請求額

よって払い戻し請求額は、 + = 18,110円となります。

その他(口頭弁論を開く曜日・時間帯についての要望)

原告は、勤務先では原則として月曜日(月曜日が祝日や振替休日の場合は翌火曜日)が公休日とされており、それ以外の日は連日、午後から夜間にかけての勤務を指定されています。

よって口頭弁論を開くのは、月曜日(同上)か、それ以外の日の場合は午前中なるべく早い時間帯としていただけますよう、ご配慮の程よろしくお願い申し上げます。

以上

(別紙) 証拠書類一覧

イ. 被告 J R 西日本に関するもの

・禁煙推進学術ネットワークが J R 西日本へ送った要望書の控と、これに対する J R 西日本からの回答書の写し

甲 1 号証 2008 (平成20) 年 7 月 15 日付 J R 西日本への要望書
甲 2 号証 2008 (平成20) 年 8 月 29 日付 J R 西日本からの回答書
甲 3 号証 2010 (平成22) 年 6 月 5 日付 J R 西日本への要望書
甲 4 号証 2010 (平成22) 年 7 月 9 日付 J R 西日本からの回答書
甲 5 号証 2011 (平成23) 年 8 月 10 日付 J R 西日本への要望書
甲 6 号証 2011 (平成23) 年 9 月 6 日付 J R 西日本からの回答書
甲 7 号証 2013 (平成25) 年 2 月 6 日付 J R 西日本への要望書
甲 8 号証 2013 (平成25) 年 2 月 19 日付 J R 西日本からの回答書

・原告が J R 西日本へ送った質問状の控と、これに対する J R 西日本からの回答書の写し

甲 9 号証 2019 (令和元) 年 8 月 11 日付 J R 西日本への質問状
(原告が 2019 年 8 月 6 日に「のぞみ 138 号」に乗車した証拠である、
乗車券と新幹線特急券の写しを含む)

甲 10 号証 2019 (令和元) 年 8 月 29 日付 J R 西日本からの回答書

ロ. 被告 J R 東海に関するもの

・禁煙推進学術ネットワークが J R 東海へ送った要望書の控と、これに対する J R 東海からの回答書の写し

甲 11 号証 2008 (平成20) 年 7 月 15 日付 J R 東海への要望書
甲 12 号証 2008 (平成20) 年 8 月 27 日付 J R 東海からの回答書
甲 13 号証 2010 (平成22) 年 6 月 5 日付 J R 東海への要望書
甲 14 号証 2008 (平成20) 年 8 月 27 日付 J R 東海からの回答書
甲 15 号証 2011 (平成23) 年 8 月 10 日付 J R 東海への要望書
甲 16 号証 2011 (平成23) 年 8 月 31 日付 J R 東海からの回答書
甲 17 号証 2013 (平成25) 年 2 月 6 日付 J R 東海への要望書
甲 18 号証 2013 (平成25) 年 2 月 14 日付 J R 東海からの回答書

・原告が J R 東海へ送った要望書の控と、これに対する J R 東海からの回答書の写し

甲 19 号証 2019 (令和元) 年 8 月 13 日付 J R 東海への質問状
甲 20 号証 2019 (令和元) 年 8 月 28 日付 J R 東海からの回答書

ハ. 被告 J R 九州に関するもの

・禁煙推進学術ネットワークが J R 九州へ送った要望書の控と、これに対する J R 九州からの回答書の写し

甲 21 号証 2010 (平成22) 年 6 月 5 日付 J R 九州への要望書
甲 22 号証 2010 (平成22) 年 7 月 9 日付 J R 九州からの回答書
甲 23 号証 2011 (平成23) 年 8 月 10 日付 J R 九州への要望書
甲 24 号証 2011 (平成23) 年 9 月 8 日付 J R 九州からの回答書
甲 25 号証 2013 (平成25) 年 2 月 6 日付 J R 九州への要望書
甲 26 号証 2013 (平成25) 年 2 月 19 日付 J R 九州からの回答書

・原告が J R 九州へ送った質問状の控と、これに対する J R 九州からの回答書の写し

甲 27 号証 2019 (令和元) 年 8 月 13 日付 J R 九州への質問状
甲 28 号証 2019 (令和元) 年 8 月 28 日付 J R 九州からの回答書

以上

訴訟物の価額	円	取扱者
貼用印紙額	円	
予納郵便料金	円	
貼用印紙		裏面貼付のとおり

記事

1. 本状は2019年12月10日(火曜日)に東京地方裁判所民事部事件係へ提出。
事件番号 令和元年(ワ)第33338号
担当部 民事第16部
担当裁判官 川崎学様(単独審、途中から合議審となる可能性あり)
2. 1ページ目に記載した被告3名の肩書「代表取締役社長」のうち「社長」の2字を2本線で抹消(実物では訂正印の押捺も)しているのは、東京法務局・発行の「代表者事項証明書」に記載されている肩書に合わせるよう、裁判所の書記官から指示されたため。